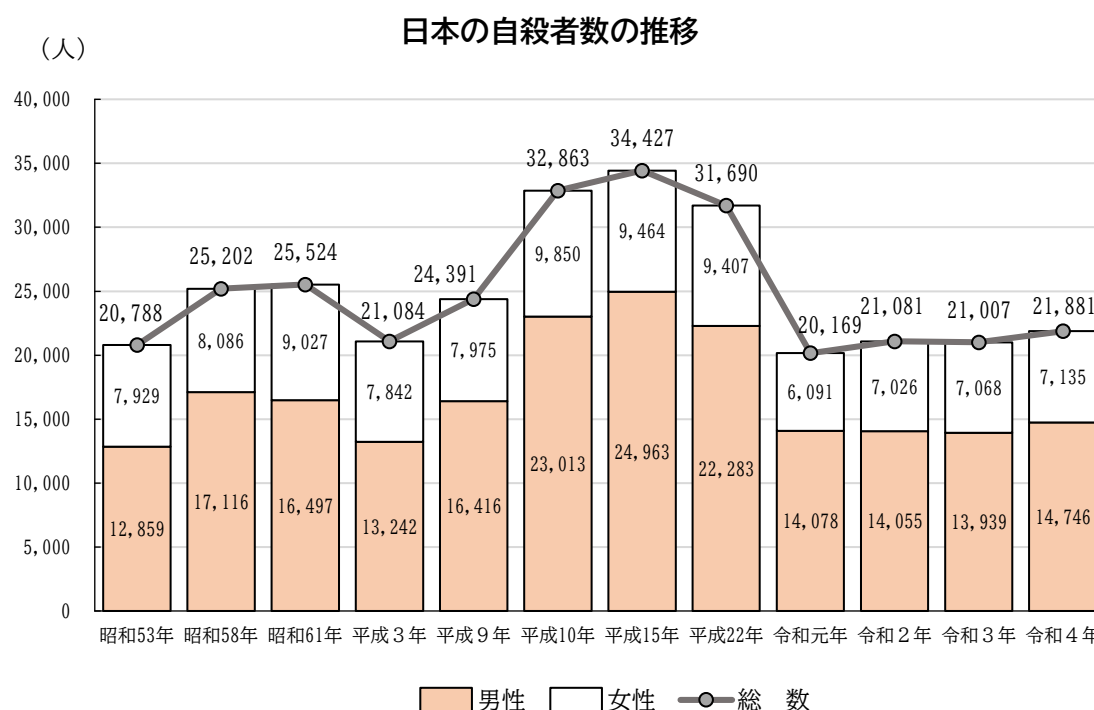

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に初めて3万人を超え、平成15年には34,427人と統計開始以来最多となりました。こうした中、国は平成18年に基本理念を「自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない」とし、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明示した『自殺対策基本法』を施行しました。また、平成19年には、政府が推進すべき自殺対策指針として『自殺総合対策大綱』を策定し、様々な取組がなされてきました。

その結果、自殺者数は平成24年以降2万人台で推移し、令和元年には20,169人まで減少しました。しかし、ここ数年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和2年には11年ぶりに前年を上回り、令和4年には21,881人と微増傾向となっています。また、新たな傾向として、女性、小中高生の自殺者数が増加するなど新たな問題も顕在化しています。このような状況の中、令和4年には「自殺総合対策大綱」が改訂されました。



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成を加工

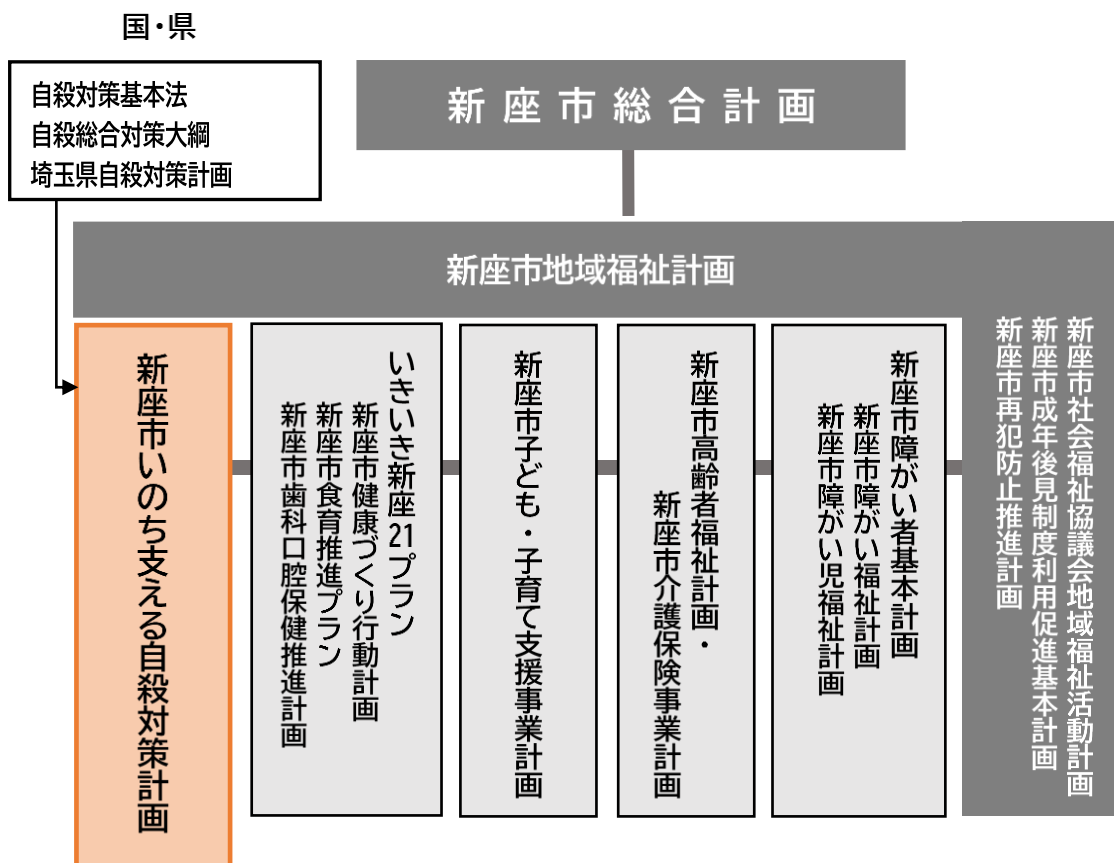
本市においては、平成28年の自殺対策基本法の改正に伴い、平成30年度に令和元年度～令和5年度の5年間を計画期間とする『新座市のちを支える自殺対策計画(以下「第1次計画」という。)」』を策定し、市民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関・団体との連携・協力を強化し、より効果的・総合的な自殺対策を推進してきました。令和5年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会情勢を踏まえた新たな自殺対策の対応、より効果的な自殺対策事業を推進するため、令和6年度から令和10年度を計画期間とする『第2次新座市のちを支える自殺対策計画(以下「第2次計画」という。)」』を策定します。

2 計画の位置付け

第2次計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」及び新座市の実情を踏まえて策定するものです。

また、本市の総合計画及びその部門別計画である福祉関連計画の上位計画となる地域福祉計画や地域福祉活動計画、いきいき新座21プラン、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画等との連携、調整を図り、子どもから高齢者まで、生涯を通じて生きることの包括的な支援に取り組む計画です。

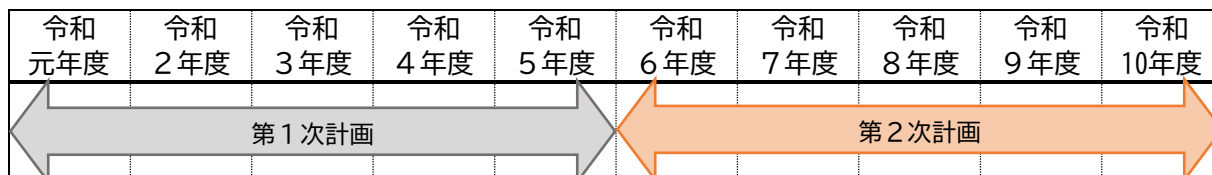
関連計画との位置付け



3 計画期間

国の自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」は、平成19年6月に策定されて以降おおむね5年に一度を目安に改訂が行われていることから、第2次計画の計画期間もこれに準じ、令和6年度を初年度とする令和10年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、必要に応じて見直しを行う場合があります。



4 計画の策定体制

計画策定に当たっては、各分野からのご意見をいただき検討・協議するとともに、市民からの意見を幅広く募り、計画に反映させるため以下のような取組を行いました。

1) 新座市自殺対策推進協議会

学識経験者と保健医療団体・地域活動団体・関係機関・市立学校長の代表者等で構成される「新座市自殺対策推進協議会」において、計画の策定に関して必要な事項を検討・協議するとともに、各委員には計画期間中のそれぞれの職域における自殺対策の取組状況や今後の取組に対するご意見を伺いました。

また、市の幹部職員で構成する「新座市いのち支える自殺対策推進本部」と相互に連携を図りながら計画策定を進めました。

2) アンケート調査の実施

計画策定に当たり、市民の皆様から、こころの健康や自殺対策に対するご意見をお伺いし、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

アンケート調査の概要

対象者	調査方法及び調査期間	配布数	回収数	有効回収率
市内在住 18 歳以上の市民 (住民基本台帳より 無作為抽出)	郵送による配布、回収及び インターネットによる回答との併用 令和4年10月25日(火)~11月10日(木)	3,000 票	1,314 票	43.8%

3) パブリック・コメントによる意見募集の実施

計画素案の本市ホームページへの掲載、市内関係施設への設置を通して内容を公表し、以下の方法でパブリック・コメントを実施し、皆様から貴重なご意見をいただきました。

また、いただいたご意見は、新座市自殺対策推進協議会により検討・協議を進め、必要に応じて計画に反映しました。

意見募集の方法

項目	内容
実施期間	令和5年11月1日(水)~令和5年11月30日(木)
閲覧場所	保健センター、市情報公開総合窓口(総務課)、各公民館・コミュニティセンター及び市ホームページ

5 自殺対策に関連した国の制度等の動向

計画策定に当たっては、自殺対策に関連した法における制度や計画等を踏まえ、策定しました。

1) 「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)の概要

新たな「自殺総合対策大綱」では、①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、②女性に対する支援の強化、③地域自殺対策の取組強化、④新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など新たな取組を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

第1 基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
第2 基本認識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である 2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている 3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 4. 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する
第3 基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する
第4 重点施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する 13. 女性の自殺対策を更に推進する
第5 自殺対策の数値目標	令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少
第6 推進体制等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱の概要」より抜粋

2) 孤独・孤立対策の重点計画

令和3年12月に策定された『孤独・孤立対策の重点計画』では、孤独・孤立対策に取り組む活動団体への支援や、ひきこもりについては当事者やその家族の視点に立った支援等を推進することとしています。コロナ感染症の影響もあり、市民の孤独・孤立対策は自殺防止の視点からも重要です。

孤独・孤立対策の重点計画 基本方針

- (1) 孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

出典：「孤独・孤立対策の重点計画」

3) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度とは、生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が、自立した生活を送れるように行政が中心となって支援する制度です。

本市においては、生活困窮者への相談支援・就労支援・住居確保給付金の支給・就労準備支援・家計改善支援・子どもの学習支援自立相談支援事業等が行われています。

平成30年には、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部改正が行われ、「生活困窮者に対する包括的な支援体制」、「子どもの学習支援事業」、「居住支援」が強化されています。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

- 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）
 - (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - (2) 子どもの学習支援事業の強化
 - (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
- 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）
 - (1) 生活保護世帯の子どもへの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例等
- 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

4) SDGs

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせていることから、特に自殺対策と深い関係にある以下の8つの目標の達成に資するものとして位置付けます。

目標	具体的な内容
	<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>
	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>